事 務 連 絡 平成23年5月24日

都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

東日本大震災により被災した国民健康保険直営診療施設に係る 国民健康保険調整交付金(へき地直営診療所運営費)の取扱いについて

今般の東日本大震災(以下「震災」という。)により被災した国民健康保険直営診療施設(以下「施設」という。)に係る国民健康保険調整交付金(へき地直営診療所運営費)については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管内保険者へ周知方よろしくお願いします。

記

- 1 国民健康保険の調整交付金(へき地直営診療所運営費)では、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和38年3月23日厚生省令第10号)第6条第11項に該当する診療所(以下「へき地診療所」という。)について、医師等の人件費も含めた診療所の運営費の赤字額に対して助成を行っているところであるが、震災により新たに人件費等が増加した場合であっても対象になること。
- 2 今般の震災により、当該施設が仮設診療所として移転したため、当該施設からおおむね4キロメートルの区域内に他の医療機関がない等のへき地診療所の要件に該当しなくなった場合であっても、一時的なものであるため、引き続き調整交付金の交付対象として取り扱うこととすること。
- 3 震災後、近隣の医療機関が休廃止したことにより、新たにへき地診療所の要件に該当することになった施設については、当該医療機関が再開するまでの間、同交付金の対象となること。